

令和 5 年度 協働事業提案制度概要（案）

1 目 的

市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れ、団体と区とが役割と責任を分担し、様々な地域課題の解決に協力して取り組むことにより、団体の活動場所を拡大し、団体活動が活性化することを目的とする。

2 募集内容

(1) 募集内容

①採択予定 … 3 事業（目安）

団体の専門性、独自性を活かした自由な発想による協働事業

また「区から提起する課題」に対して事業を提案することも可とする。

②事業実施期間 2 年を限度とする。

2 年の提案の場合は、1 年目の中間報告会で 2 年目実施の可否の判断をする。

③事業金額 区の負担金額は、事業の実施期間に関わらず、1 事業 2 0 0 万円を上限とする。

（原則として、協働協定書を交わし、委託契約とする。但し、契約金額は事業金額のうち団体の役割分担に応じたものとする。）

④主な事業要件

- ・ 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決を図るために、区と協働で取り組むことによる相乗効果が期待できること。
- ・ 具体的効果または成果により、区民満足度の向上を図ることができること。
- ・ 団体の活動実績及び特性を活かし、課題解決のための新たな視点を持つこと。

(2) 主な団体要件

区内で 1 年以上継続して公益活動を行い、5 人以上の会員で組織されている団体

NPO 法人、ボランティア団体、町会・自治会、公益団体、事業者（営利を目的としない社会貢献活動を行う場合）

(3) 選 考 仮審査（書類選考）を通過した提案について、本審査に向けた協議を所管課、団体、協働担当により行う。協議が整ったものについて、書面及び公開プレゼンテーションによる本審査を実施する。審査は区民協働推進会議による。

(4) スケジュール（予定）

令和 5 年 3 月 区報・区ホームページにて事業周知

4～6 月 相談（中間支援組織による受付）・調整・事業提案書（仮審査用）受付

6 月（下旬）仮審査（書面審査）（第 1 回区民協働推進会議）

7 月 協議・提案（本審査用）

8 月（下旬）本審査（書面及び公開プレゼンテーション）
（第 2 回区民協働推進会議）

9 月（下旬）採択事業決定

10 月～ 団体と担当課の詳細協議・予算要求

